

豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業 募集要項等の新旧対照表

平成26年7月11日

No.	種別	頁	項目	修正前	修正後
1	募集要項	21	第3 5 (4) ウ (ロ)	(略) 提案書に使用する基準金利は、平成26年7月29日の午前10時にテレレート17143頁に発表される、東京スワップ・レファレンス・レート (TSR) として表示されている6か月LIBORベースのサービス購入費A 1については10年物金利スワップレートの仲値、サービス購入費B 1については、対応する年数の金利スワップレートの仲値を使用すること。	(略) 提案書に使用する基準金利は、平成26年7月29日の午前10時にテレレート17143頁に発表される、東京スワップ・レファレンス・レート (TSR) として表示されている6か月LIBORベースのサービス購入費A 2については10年物金利スワップレートの仲値、サービス購入費B 2については、対応する年数の金利スワップレートの仲値を使用すること。
2	募集要項	26	別紙-1 1 図	【ケース1】 本施設等の利用可能性が確保されていない場合 ↓ 利用可能性が確保されていないと判断される事象の発生数に応じて、サービス購入費を減額	【ケース1】 本施設等の利用可能性が確保されていない場合 ↓ 利用可能性が確保されていないと判断される事象の発生数に応じて、サービス購入費を減額
3	募集要項	28	別紙-1 4 4-2 計算式	該当する四半期のサービス購入費Cの固定費	該当する四半期のサービス購入費Cの固定費※ ※C-2については、当該年度のサービス購入費の1/4を、該当する四半期のサービス購入費とする。
4	募集要項	32	別紙-2 1. 表-1 維持管理・運営業務に係る対価	(略)	(公表資料参照)
5	募集要項	34~35	別紙-2 2. 2-2.	市は、選定事業者が行う維持管理・運営業務に対する対価を、サービス購入費Cとして維持管理・運営期間にわたり、四半期ごとに支払う。 サービス購入費Cは、固定料金と変動料金で構成される。変動料金は、バイオマスの処理量に従い変動する費用(バイオマス量に応じて変動する人件費、ユーティリティ等。事業者提案による。)とし、従量制(処理量実績×提案単価)で支払う。  (略)	サービス購入費Cは、固定料金(C1、C2)と変動料金(C3)で構成される。 (1) サービス購入費C1の算定方法 サービス購入費C1は、選定事業者により提案された各四半期に必要な額を支払う。なお、各四半期のサービス購入費C1は同額とする。 (2) サービス購入費C2の算定方法 サービス購入費C2は、選定事業者により提案された各年度に必要な額を支払う。 (3) サービス購入費C3の算定方法 変動料金(C3)は、バイオマスの処理量に従い変動する費用(バイオマス量に応じて変動する人件費、ユーティリティ等。事業者提案による。)とし、従量制(処理量実績×提案単価)で支払う。 (略)
6	募集要項	35	別紙-2 2. 2-2. 図	生ごみ処理量 (t) ※	生ごみ処理量 (t) (削除)
7	募集要項	36	別紙-2 2. 2-3. (2) 図	(略)	(公表資料参照)

No.	種別	頁	項目	修正前	修正後
8	募集要項	39	別紙-2 3. 3-5.	<p>(1) 支払方法 市は、選定事業者の維持管理・運営業務の実施状況を定期的にモニタリングし、本件契約書等に定められた要求水準が達成されていることを確認したうえで、年4回・全80回に分けて、サービス購入費Cを支払う。</p> <p>(2) 支払手続 ア 選定事業者は月ごとに月報を作成し、翌月7日までに市へ提出するものとする。 イ 市は月報の提出を受けた後、これを精査しその結果を踏まえて、当該四半期のサービス購入費Cを算定し、原則として、事業者に対し各年4月15日、7月15日、10月15日及び1月15日（15日が市の休日の場合は、市の休日の翌日とする）までに支払額を通知する。 ウ 事業者は、支払額判明後、速やかに市に対して請求書を送付する。 エ 市は、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。</p>	<p>(1) 支払方法（C1、C3） 市は、選定事業者の維持管理・運営業務の実施状況を定期的にモニタリングし、本件契約書等に定められた要求水準が達成されていることを確認したうえで、年4回・全80回に分けて、サービス購入費C1、C3を支払う。</p> <p>(2) 支払手続（C1、C3） ア 選定事業者は月ごとに月報を作成し、翌月7日までに市へ提出するものとする。 イ 市は月報の提出を受けた後、これを精査しその結果を踏まえて、当該四半期のサービス購入費C1、C3を算定し、原則として、事業者に対し各年4月15日、7月15日、10月15日及び1月15日（15日が市の休日の場合は、市の休日の翌日とする）までに支払額を通知する。 ウ 事業者は、支払額判明後、速やかに市に対して請求書を送付する。 エ 市は、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。</p> <p>(3) 支払方法（C2） 市は、選定事業者の維持管理・運営業務の実施状況を定期的にモニタリングし、本件契約書等に定められた要求水準が達成されていることを確認したうえで、修繕・更新業務の実施状況に応じて年度ごとに、サービス購入費C2を支払う。</p> <p>(4) 支払手続（C2） ア 選定事業者は修繕・更新業務の実施年度ごとに修繕業務報告書を作成し、翌年度の4月7日までに市へ提出するものとする。 イ 市は修繕業務報告書の提出を受けた後、これを精査しその結果を踏まえて、当該年度のサービス購入費C2を算定し、原則として、事業者に対し各年4月15日（15日が市の休日の場合は、市の休日の翌日とする）までに支払額を通知する。 ウ 事業者は、支払額判明後、速やかに市に対して請求書を送付する。 エ 市は、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。</p>
9	募集要項	41～42	別紙-3 1	(略)	(公表資料参照)
10	募集要項	43	別紙-3 2 ① 表-1	サービス購入費C (固定料金)	サービス購入費C1、C2 (固定料金)
11	募集要項	43	別紙-3 2 ① 表-1	サービス購入費C (変動料金)	サービス購入費C3 (変動料金)
12	募集要項	43	別紙-3 2 ① 表-1	<p>(略)</p> <p>なお、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。）に基づく活用を提案する場合、当該法令が変更され、調達価格が変更となった場合は、それに応じてバイオガス利活用による収入についても見直しを行う。</p>	<p>(略)</p> <p>なお、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。）に基づく活用を提案する場合、関連法令が変更され、調達価格又は調達期間が変更となった場合は、それに応じてバイオガス利活用による収入についても見直しを行う。</p>

No.	種別	頁	項目	修正前	修正後
13	募集要項	45	別紙-3 2 ⑨ ⑩	<p>(追加)</p> <p>⑨その他 改定後のサービス購入費C及びDの支払金額は、円未満の部分を切り捨てるものとする。</p>	<p>⑨修繕・更新業務の実施時期の変更に伴う改定 選定事業者が提案していた修繕計画とは異なるタイミングで修繕・更新業務を実施した方が合理的である場合、選定事業者は市に、前年度の第2四半期までに、修繕・更新業務の実施時期及びサービス購入費Cの支払時期の変更を求めることができるものとする。</p> <p>⑩その他 改定後のサービス購入費C及びDの支払金額は、円未満の部分を切り捨てるものとする。</p>
14	要求水準書	9	第1章 1.5 (2) (カ)	<p>(追加)</p>	<p>(カ) 本施設等に係る更新敷地については、相当面積を更地で確保するほか、市の計画に応じた相当面積の更地での明渡しを可能とする等の配置とすること。</p>
15	要求水準書	10～12	第1章 1.5 (8)	<p>本事業の実施に当たっては、次の①、②に示す関係法令等を遵守すること。関係法令等は最新版を使用すること。</p> <p>①関連法令 (略) (追加)</p> <p>(ナ) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号） (略)</p> <p>②設計・建設業務における要綱・基準等 (略)</p> <p>(ハ) 機械設備工事必携（一般財団法人下水道業務管理センター） (ホ) 電気設備工事必携（一般財団法人下水道業務管理センター）</p> <p>(マ) 機械設備工事施工指針（一般財団法人下水道業務管理センター） (ミ) 電気設備工事施工指針（一般財団法人下水道業務管理センター）</p> <p>(ム) 土木工事標準仕様書（愛知県建設部、平成24年4月） (メ) 土木工事現場必携（愛知県建設部、平成23年4月）</p>	<p>本事業の実施に当たっては、次の①、②に示す関係法令等を遵守又は参考とすること。関係法令等は最新版を使用すること。</p> <p>①関連法令 (略) (ナ) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号） (ニ) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号） (略・以下記号ずれ)</p> <p>②設計・建設業務における要綱・基準等 (略)</p> <p>(ハ) 機械設備工事一般仕様書（一般財団法人下水道事業支援センター） (ホ) 機械設備標準仕様書（一般財団法人下水道事業支援センター）</p> <p>(マ) 機械設備特記仕様書（一般財団法人下水道事業支援センター） (ミ) 機械設備工事必携（施工編・工場検査編）（一般財団法人下水道事業支援センター） (ム) 機械設備工事必携 工事監理記録（本編・施工管理記録編・施工チェックシート編）（一般財団法人下水道事業支援センター） (メ) 電気設備工事一般仕様書・同標準図（一般財団法人下水道事業支援センター） (モ) 電気設備工事特記仕様書（一般財団法人下水道事業支援センター） (ヤ) 電気設備工事必携（一般財団法人下水道事業支援センター）</p> <p>(ユ) 土木工事標準仕様書（愛知県建設部、平成24年4月） (ヨ) 土木工事現場必携（愛知県建設部、平成23年4月）</p>

No.	種別	頁	項目	修正前	修正後
				(モ) 豊橋市リサイクルガイドライン (ヤ) 溶融スラグの有効利用に関する基本方針（豊橋市） (追加) (ユ) その他関連要綱・各種基準等	(ラ) 豊橋市リサイクルガイドライン (リ) 溶融スラグの有効利用に関する基本方針（豊橋市） (ル) 下水道事業におけるエネルギー効率に優れた技術の導入 について（国水事第87号、平成26年3月31日付け） (レ) その他関連要綱・各種基準等
16	要求水準書	20	第4章 4.2	(略) 対策範囲は、特定事業の範囲内にある本施設等に影響がないよ うに選定事業者で判断し、対策を行うこと。 (略)	(略) 対策範囲は、特定事業の範囲内にある本施設に影響がないよ うに選定事業者で判断し、対策を行うこと。 (略)
17	要求水準書	25	第4章 4.5 (4) ② (ウ)	(略) 試験に先立って2日以上前から実際のバイオマス量による定格 運転に入るものとし、引き続き定格能力下での試験を5日間以 上連続して行うものとする。 (略)	(略) 試験に先立って2日以上前から実際のバイオマス量による定格 運転に入るものとし、引き続き定格能力下での試験を14日間以 上連続して行うものとする。 (略)
18	要求水準書	27	第5章 5.1 (4) (7)	(略)	(略) なお、エネルギー管理指定工場等に該当した場合には、必要に 応じて有資格者を選任すること。
19	要求水準書	30	第5章 5.3 (1) ⑦	生ごみ、し尿・浄化槽汚泥等の受入時に発酵不適物等が発生す る場合、選定事業者が資源化センターへ運搬するものとする。 発酵不適物等は、含水率85%以下とし運搬すること。 なお、発酵不適物等の運搬は、第三者への委託は不可とする が、運転手は直接雇用に限定しない。また、運搬車両はリース 車両も可能とする。	生ごみ、し尿・浄化槽汚泥等の受入時に発酵不適物等が発生す る場合、選定事業者又は市の承諾した構成企業が資源化セン ターへ運搬するものとする。 発酵不適物等は、含水率85%以下とし運搬すること。 なお、発酵不適物等の運搬は、市が承諾した構成企業以外の第 三者への委託は不可とするが、運転手は直接雇用に限定しな い。また、運搬車両はリース車両も可能とする。
20	要求水準書	30	第5章 5.3 (4)	(略) 市からの四半期ごとのサービス購入費の支払のために必要とな るデータについては、選定事業者が各月の集計を四半期ごと に行い市に結果を提出すること。 (略)	(略) 市からの四半期ごとのサービス購入費の支払のために必要とな るデータについては、選定事業者が各月の集計を四半期ごと に行い市に結果を提出すること。 市からの修繕・更新業務に対するサービス購入費の支払のため に必要なデータについては、選定事業者が修繕業務報告書 を作成し、修繕・更新業務を実施した年度の次年度の4月7日 までに市に提出すること。 (略)
21	要求水準書	33	第5章 5.4 (7)	選定事業者は、下水道施設維持管理の調査・研究のために、市 が、本施設等の運転管理データ等の集計・整理を要請した場合 には、これに協力すること。 (略)	選定事業者は、下水道施設維持管理の調査・研究のために、市 が、本施設等の運転管理データ等(エネルギー使用量等を含む) の集計・整理を要請した場合には、これに協力すること。 (略)
22	要求水準書	35	第6章 6.2 (ウ)	選定事業者は、産業廃棄物収集運搬業の許可を取得する必要が ある。	運搬は選定事業者又はその委託を受け、市の承諾した構成企業 が実施するものとし、選定事業者又は当該構成企業は産業廃棄 物収集運搬業の許可を取得する必要がある。

No.	種別	頁	項目	修正前	修正後
23	要求水準書	37	第7章 7.1	<p>(略)</p> <p>(ア) 事業契約に基づき、敷地の使用料を支払うこと。</p> <p>(イ) 本施設の次期更新を考慮し、次期更新敷地相当面積については、当該未利用地内で確保することとし、利活用不可とする。</p> <p>(ウ) 事業内容は選定事業者の提案によるが、下水処理場内における用地貸付けによる事業であることに留意すること。</p> <p>(エ) 未利用地利活用業務の実施により新たに発生する費用や、必要な諸手続き、許認可の取得等はすべて選定事業者の責により行うものとする。</p> <p>(オ) 未利用地利活用業務にかかる事業契約が終了した場合には、当該契約に定めるところに従い、未利用地利活用業務に係る土地を原状回復のうえ市に返還するものとする。</p> <p>(カ) 未利用地利活用業務において、公共下水道への下水流入が必要となる場合、下水流入量は、返流水と合わせて8,000m<sup>3</sup>/日を上限とする。</p>	<p>(略)</p> <p>(ア) 事業契約に基づき、敷地の使用料を支払うこと。</p> <p>(削除)</p> <p>(イ) 事業内容は選定事業者の提案によるが、下水処理場内における用地貸付けによる事業であることに留意すること。</p> <p>(ウ) 未利用地利活用業務の実施により新たに発生する費用や、必要な諸手続き、許認可の取得等はすべて選定事業者の責により行うものとする。</p> <p>(エ) 未利用地利活用業務にかかる事業契約が終了した場合には、当該契約に定めるところに従い、未利用地利活用業務に係る土地を原状回復のうえ市に返還するものとする。<u>ただし、市と事業者が別途合意した場合はこの限りではない。</u></p> <p>(オ) 未利用地利活用業務において、公共下水道への下水流入が必要となる場合、下水流入量は、返流水と合わせて8,000m<sup>3</sup>/日を上限とする。</p>
24	要求水準書		別紙1-1	(略)	(公表資料参照)
25	要求水準書		別紙6-1-3	(略)	(公表資料参照)
26	要求水準書		別紙6-1-4	(略)	(公表資料参照)
27	要求水準書		別紙6-1-5	(略)	(公表資料参照)
28	要求水準書		別紙6-1-6	(略)	(公表資料参照)
29	要求水準書		別紙6-1-7	(略)	(公表資料参照)
30	要求水準書		別紙6-1-8	(略)	(公表資料参照)
31	要求水準書		別紙10-1-2	(略)	(公表資料参照)
32	要求水準書		別紙10-2	(略)	(公表資料参照)
33	要求水準書		別紙11	(略)	(公表資料参照)
34	要求水準書		別紙16	(略)	(公表資料参照)
35	様式集	52	様式9-1	<p>(略)</p> <p>(追加)</p>	<p>(略)</p> <p>・加対象者以外の応募者が提出した本様式は無効とします。</p>

No.	種別	頁	項目	修正前	修正後
36	様式集		様式7-3b 3.	<p>※1：サービス購入費A-1の提案書に使用する基準金利は、平成26年7月29日の東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表される、東京スワップ・レファレンス・レート（TSR）として表示されている6か月LIBORベース10年物金利スワップレート仲値を使用してください。</p> <p>※2：サービス購入費B-1の提案書に使用する基準金利は、平成26年7月29日の東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表される、東京スワップ・レファレンス・レート（TSR）として表示されている6か月LIBORベースの、提案する引渡日以降の事業年数（1年未満の期間は切り上げ）に対応する年数の金利スワップレート仲値を使用してください。</p> <p>※3：サービス購入費B-1の対象となる施設の引渡日が複数になる場合は、必要な表を適宜追加し、記載してください。（略）</p>	<p>※1：サービス購入費A-2の提案書に使用する基準金利は、平成26年7月29日の東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表される、東京スワップ・レファレンス・レート（TSR）として表示されている6か月LIBORベース10年物金利スワップレート仲値を使用してください。</p> <p>※2：サービス購入費B-2の提案書に使用する基準金利は、平成26年7月29日の東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表される、東京スワップ・レファレンス・レート（TSR）として表示されている6か月LIBORベースの、提案する引渡日以降の事業年数（1年未満の期間は切り上げ）に対応する年数の金利スワップレート仲値を使用してください。</p> <p>※3：サービス購入費B-2の対象となる施設の引渡日が複数になる場合は、必要な表を適宜追加し、記載してください。（略）</p>
37	様式集		様式7-4c	(略)	(公表資料参照)
38	様式集		様式7-4e	(略)	(公表資料参照)
39	基本協定書（案）	4	第11条第3項	<p>(略)</p> <p>ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。</p> <p>(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等に開示する場合  (2) 法令に従い開示が要求される場合  (3) 権限ある官公署の命令に従う場合  (4) 甲又は乙と守秘義務契約を締結したアドバイザーに開示する場合  (5) 事業予定者に対して資金提供を行う金融機関及びその弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー等に開示する場合</p>	<p>(略)</p> <p>ただし、以下の第1号、第4号若しくは第5号に該当する場合又は相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。</p> <p>(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等に開示する場合  (2) 法令等に従い開示が要求される場合  (3) 権限ある官公署の命令に従う場合  (4) 甲又は乙と守秘義務契約を締結したアドバイザーに開示する場合  (5) 事業予定者に対して資金提供を行う金融機関及びその弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー等に開示する場合</p>
40	事業契約書（案）	3	第1条第1項第24号	「サービス購入費C」とは、サービス購入費のうち、市が、事業者が維持管理・運営業務を実施する対価として事業者に支払う金銭をいう。	「サービス購入費C」とは、サービス購入費のうち、市が、事業者が維持管理・運営業務を実施する対価として事業者に支払う金銭をいい、別紙4に定めるサービス購入費C1、サービス購入費C2及びサービス購入費C3の総称をいう。
41	事業契約書（案）	7	第8条第1項	事業者は、本事業を実施するために必要となる一切の許認可の取得及び届出等を、自己の責任及び費用負担において行うものとする。	事業者は、本事業を実施するために自ら取得すべき一切の許認可の取得及び届出等を、自己の責任及び費用負担において行うものとする。
42	事業契約書（案）	8	第8条第4項	第1項にかかわらず、事業者が市に対して協力を求めた場合、市は、事業者による前項に定める許認可（ただし、付帯事業に関する許認可を除く。）の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。	第1項にかかわらず、事業者が市に対して協力を求めた場合、市は、事業者による第1項に定める許認可（ただし、付帯事業に関する許認可を除く。）の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。

No.	種別	頁	項目	修正前	修正後
43	事業契約書（案）	10	第14条第5項	(略) ただし、市又は事業者において生ずる費用等の負担については、第15条第1項第1号及び第2号の定めるところによる。	(略) ただし、市又は事業者において生ずる費用等の負担については、第15条第1項第1号及び第2号の定めるところによる。
44	事業契約書（案）	10	第14条第6項	前2項の規定にかかわらず、第1項に定めるところに従って市が事業者に対して請求した設計変更又は第2項に定めるところに従って事業者が行おうとする設計変更が、工期期間の変更を伴い又は技術提案書の範囲を逸脱する場合で、それらの変更が不可抗力又は法令等の変更に基づくものであるときには、市及び事業者は、第15条に定めるところに従うものとする。	前項の規定にかかわらず、第1項に定めるところに従って市が事業者に対して請求した設計変更又は第2項に定めるところに従って事業者が行おうとする設計変更が、工期の変更を伴い又は技術提案書の範囲を逸脱する場合で、それらの変更が不可抗力又は法令等の変更に基づくものであるときには、市及び事業者は、第15条第1項第3号又は第4号に定めるところに従うものとする。
45	事業契約書（案）	13	第21条第5項	(略) <u>また、市は、事業者が更なる近隣対策の実施によっても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、施工計画書の変更を承諾する。</u>	(略) (削除)
46	事業契約書（案）	14	第23条第1項	(略) (1) 本契約に基づく建設業務の請負に関し、本契約の締結日において、サービス購入費のうち、別紙4（サービス購入費の構成及び支払方法）記載のサービス購入費Aの総額から割賦金利相当額を控除した金額相当額の総額の100分の10以上に相当する額を納付する。  (略)	(略) (1) 本契約に基づく建設業務の請負に関し、本契約の締結日において、サービス購入費のうち、別紙4（サービス購入費の構成及び支払方法）記載のサービス購入費Aの総額及び当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額から割賦金利相当額を控除した金額相当額の総額の100分の10以上に相当する額を納付する。  (略)
47	事業契約書（案）	14	第23条第2項	(略) (3) 事業者が保険会社との間に事業者を被保険者とする履行保証保険契約を自ら締結し又は建設企業をして締結させ、当該履行保証保険契約の締結と同時に当該契約に基づく保険金請求権に対し、違約金支払債務その他の本契約に基づく市の事業者に対する一切の金銭債務を被担保債務とする第一順位の質権を市のために設定した上で、その保険証券及び保険会社の質権設定承諾書を提出したとき。	(略) (3) 事業者が保険会社との間に事業者を被保険者とする履行保証保険契約を自ら締結し又は設計企業、建設企業のいずれか若しくは両者をして締結させ、当該履行保証保険契約の締結と同時に当該契約に基づく保険金請求権に対し、違約金支払債務その他の本契約に基づく市の事業者に対する一切の金銭債務を被担保債務とする第一順位の質権を市のために設定した上で、その保険証券及び保険会社の質権設定承諾書を提出したとき。
48	事業契約書（案）	16	第27条第3項	事業者は、前項の完工検査完了後速やかに、市に対して、第1項の完工検査の内容（当該完工検査を受けて実施した本施設の調整・補修の有無及び内容を含む。）を記載した社内検査報告書を提出するものとする。	事業者は、第1項の完工検査完了後速やかに、市に対して、第1項の完工検査の内容（当該完工検査を受けて実施した本施設の調整・補修の有無及び内容を含む。）を記載した社内検査報告書を提出するものとする。

No.	種別	頁	項目	修正前	修正後
49	事業契約書（案）	19	第35条第2項	市の責めに帰すことのできない事由により本施設の引渡しが引渡予定日より遅延した場合、事業者は、引渡予定日の翌日から引渡日（同日を含む。）までの期間について、サービス購入費Aの総額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（当該割合に改正があった場合、改正後の割合とする。以下同様。）を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を、遅延日数に応じて1年を365日とする日割計算により、直ちに市に対して支払うものとし、また、当該遅延損害金を超える費用等があるときは、事業者がこれを負担するものとする。	事業者の責めに帰すべき事由により本施設の引渡しが引渡予定日より遅延した場合、事業者は、引渡予定日の翌日から引渡日（同日を含む。）までの期間について、サービス購入費Aの総額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（当該割合に改正があった場合、改正後の割合とする。以下同様。）を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を、遅延日数に応じて1年を365日とする日割計算により、直ちに市に対して支払うものとし、また、当該遅延損害金を超える費用等があるときは、事業者がこれを負担するものとする。
50	事業契約書（案）	19	第35条第4項	本契約に定めるところに従って引渡予定日が変更された場合には、前項の遅延損害金は、当該変更後の引渡予定日より遅れたときに発生するものとする。	本契約に定めるところに従って引渡予定日が変更された場合には、第2項の遅延損害金は、当該変更後の引渡予定日より遅れたときに発生するものとする。
51	事業契約書（案）	22	第44条第3項	事業者は、市が事業者に対しサービス購入費Cを支払うために必要となるデータを、維持管理・運營業務期間中、四半期毎に市に報告するものとする。	事業者は、市が事業者に対しサービス購入費C1及びサービス購入費C3を支払うために必要となるデータを、維持管理・運營業務期間中、四半期毎に市に報告するものとする。
52	事業契約書（案）	23	第45条第3項	(追加)	事業者は、市が事業者に対しサービス購入費C2を支払うため、維持管理・運營業務期間中、公募書類及び技術提案書に基づき修繕業務報告書を作成し、修繕・更新業務を実施した次年度の4月7日まで（契約終了日が属する年度に係るものは当該年度の10月7日まで）に市に提出するものとする。但し、維持管理・運營業務の開始日が属する年度においてはこの限りではない。
53	事業契約書（案）	25	第52条第2項	前項にかかわらず、事業者は、市及び事業者が協議により定めるところに従い、市に対し発酵後汚泥を引き渡すものとする。 (略)	前項にかかわらず、市が利活用のために発酵後汚泥を引き取る場合は、事業者は、市及び事業者が協議により定めるところに従い、市に対し発酵後汚泥を引き渡すものとする。 (略)
54	事業契約書（案）	25	第52条第3項	(略)	(略) ただし、市に事前の承諾を得て当該許可を保有する構成企業に委託して実施する場合はこの限りではない。
55	事業契約書（案）	28	第55条第4項	(略)	(略) また、事業者は、本事業期間終了前に、市の承諾を得て未利用地利活用業務を終了することができる。
56	事業契約書（案）	28	第55条第5項	事業者は、本事業期間終了日前に、市の責めに帰すことのできない事由により未利用地利活用業務に係る土地の貸付けが終了した場合には、当該終了の日から本事業期間終了日までの期間に係る賃料の5分の1を、違約金として市に支払うものとする。	事業者は、本事業期間終了日前に、事業者の責めに帰すべき事由により未利用地利活用業務に係る土地の貸付けが終了した場合には、当該終了の日から別紙8貸借借契約書（案）第4条に定める本賃貸借期間満了日までの期間に係る賃貸借料の5分の1に相当する金額を、違約金として市に支払うものとする。



No.	種別	頁	項目	修正前	修正後
57	事業契約書（案）	28	第55条第6項	事業者は、第1項に基づき締結した賃貸借契約が終了した場合には、当該契約に定めるところに従い、未利用地利活用業務に係る土地を現状回復のうえ市に返還するものとする。	事業者は、第1項に基づき締結した賃貸借契約が終了した場合には、当該契約に定めるところに従い、未利用地利活用業務に係る土地を現状回復のうえ市に返還するものとする。ただし、市と事業者が別途合意した場合はこの限りではない。
58	事業契約書（案）	28	第55条第7項	契約保証金（第23条第2項第1号の保険を付した場合に、市に支払われる保険金があるときはその保険金をいう。以下本項において同じ。）の納付又はこれに代わる担保の提供があるときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって、未利用地利活用業務に係る土地の賃貸借契約に基づき事業者が市に対して負う債務の支払いに充当することができる。	（削除）
59	事業契約書（案）	35	第75条第1項	法令等の変更により、要求水準書又は技術提案書の変更が可能となり、当該変更によってサービス購入費の減額が可能な場合、市及び事業者は、協議により要求水準書又は技術提案書について必要な変更を行い、サービス購入費を減額するものとする。	法令等の変更により、要求水準書又は技術提案書の変更が可能となり、当該変更によってサービス購入費の減額が可能な場合、市及び事業者は、協議を行うものとし、協議が調った場合には要求水準書又は技術提案書について必要な変更を行い、サービス購入費を減額するものとする。
60	事業契約書（案）	36	第76条第3項	（略）	（略） ただし、市と事業者が別途合意した場合はこの限りではない。
61	事業契約書（案）	36	第77条第3項	前項の手続終了後、事業者は、速やかに、維持管理・運営業務を市又は市の指定する第三者に引き継ぐものとし、市又は当該第三者が維持管理・運営業務を引き継ぐために必要な一切の行為を行うものとする。	前項の手続終了後、事業者は、市が要請した場合は速やかに、維持管理・運営業務を市又は市の指定する第三者に引き継ぐものとし、市又は当該第三者が維持管理・運営業務を引き継ぐために必要な一切の行為を行うものとする。
62	事業契約書（案）	37	第77条第4項	（略） (1) 第72条に基づく解除の場合は、市は、事業者に対し、未払いのサービス購入費A及びサービス購入費Bの合計額（ただし、汚泥乾燥設備の更新が完了していないときは、未払いのサービス購入費Aのみとする。以下本項において同じ。）を、別紙4（サービス購入費の構成及び支払方法）の定めるところに従い支払うものとし、市はその対価の支払債務と、第78条第1項第2号に定めるところの事業者に対する違約金支払請求権及び第78条第3項の損害賠償請求権とを対当額で相殺することができるものとする。 （略）	（略） (1) 第72条に基づく解除の場合は、市は、事業者に対し、未払いのサービス購入費A及びサービス購入費Bの合計額（ただし、未払いのサービス購入費Bは、解除の時点までに事業者が実施した業務の対価相当額とする。以下本項において同じ。）を、別紙4（サービス購入費の構成及び支払方法）の定めるところに従い支払うものとし、市はその対価の支払債務と、第78条第1項第2号に定めるところの事業者に対する違約金支払請求権及び第78条第3項の損害賠償請求権とを対当額で相殺することができるものとする。 （略）
63	事業契約書（案）	38	第77条第6項	前項にかかわらず、汚泥乾燥設備の更新の進捗状況を考慮して、当該汚泥乾燥設備の撤去が社会通念上合理的であると市が判断したときは、市は事業者に対して、その旨請求することができ、事業者はこれに従うものとする。 （略）	前項にかかわらず、汚泥乾燥設備の更新の進捗状況を考慮して、当該更新中の汚泥乾燥設備の撤去が社会通念上合理的であると市が判断したときは、市は事業者に対して、その旨請求することができ、事業者はこれに従うものとする。 （略）
64	事業契約書（案）	39	第77条第7項	（略）	（略） ただし、市と事業者が別途合意した場合はこの限りではない。

No.	種別	頁	項目	修正前	修正後
65	事業契約書（案）	39	第78条第1項	<p>(略)</p> <p>(2) 引渡日（同日を含む。）以降に解除された場合 解除日が属する事業年度において支払われるべき提案時におけるサービス購入費C及びサービス購入費Dの1事業年度分の総額の100分の10に相当する額。ただし、汚泥乾燥設備の更新開始後完了前に解除された場合には、さらにサービス購入費Bの100分の10に相当する額を支払う。</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 引渡日（同日を含む。）以降に解除された場合 解除日が属する事業年度において支払われるべき提案時におけるサービス購入費C及びサービス購入費Dの1事業年度分の総額及び当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額の100分の10に相当する額。ただし、汚泥乾燥設備の更新開始後完了前に解除された場合には、さらにサービス購入費B及び当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額の100分の10に相当する額を支払う。</p>
66	事業契約書（案）	39	第78条第4項	<p>第71条又は第73条の規定により本契約が解除された場合、市は、当該解除により事業者が被った損害額を、事業者の請求するところに従って支払うものとする。</p>	<p>第71条又は第73条の規定により本契約が解除された場合、市は、当該解除により事業者が被った損害額を支払うものとする。</p>
67	事業契約書（案）	41	第86条第3項	<p>(略)</p> <p>ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。</p> <p>(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等に開示する場合 (2) 法令等に従い開示が要求される場合 (3) 権限ある官公署の命令に従う場合 (4) 市又は事業者と守秘義務契約を締結したアドバイザーに開示する場合 (5) 事業者に対して資金提供を行う金融機関及びその弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー等に開示する場合</p>	<p>(略)</p> <p>ただし、以下の第1号、第4号若しくは第5号に該当する場合又は相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。</p> <p>(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等に開示する場合 (2) 法令等に従い開示が要求される場合 (3) 権限ある官公署の命令に従う場合 (4) 市又は事業者と守秘義務契約を締結したアドバイザーに開示する場合 (5) 事業者に対して資金提供を行う金融機関及びその弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー等に開示する場合並びに設計企業、建設企業及び維持管理・運営企業に開示する場合</p>

No.	種別	頁	項目	修正前	修正後
68	事業契約書（案）	50	別紙5	<p>(1) 設計・建設期間 設計・建設期間中に不可抗力が生じ、本事業の実施について費用等（ただし、事業者の得べかりし利益は含まない。以下本別紙5（不可抗力による費用等の負担割合）において同じ。）が発生した場合、当該費用等の額が設計・建設期間中に累計でサービス購入費Aの総額の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを越える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われた場合は、当該費用等の額から当該保険金相当額を控除した額の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを越える額については市が負担するものとする。</p> <p>(2) 本施設の引渡日以降 本施設の引渡日以降に不可抗力が生じ、本事業の実施について費用等が発生した場合、当該費用等の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき提案時におけるサービス購入費C及びサービス購入費Dの1事業年度分の総額の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを越える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われた場合は、当該費用等の額から当該保険金相当額を控除した額の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを越える額については市が負担するものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>(1) 設計・建設期間 設計・建設期間中に不可抗力が生じ、本事業の実施について費用等（ただし、事業者の得べかりし利益は含まない。以下本別紙5（不可抗力による費用等の負担割合）において同じ。）が発生した場合、当該費用等の額が設計・建設期間中に累計でサービス購入費Aの総額及び当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額から割賦金利相当額を控除した金額の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを越える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われた場合は、当該費用等の額から当該保険金相当額を控除し、サービス購入費Aの総額及び当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額から割賦金利相当額を控除した金額の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを越える額については市が負担するものとする。</p> <p>(2) 本施設の引渡日以降 本施設の引渡日以降に不可抗力が生じ、本事業の実施について費用等が発生した場合、当該費用等の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき提案時におけるサービス購入費C及びサービス購入費Dの総額及び当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額の1事業年度分の総額の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを越える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われた場合は、当該費用等の額から当該保険金相当額を控除し、サービス購入費C及びサービス購入費Dの総額及び当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額の1事業年度分の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを越える額については市が負担するものとする。</p> <p>（略）</p>
69	事業契約書（案）	55	別紙8 第6条第1項	事業者は、前条第1項に定める賃貸借料を、当該年度の4月末日までに（但し、本賃貸借契約締結日の属する事業年度については、本契約締結日の属する月の翌月の末日までに）、市の発行する納入通知書により、市の指定金融機関又は収納代理金融機関へ納付しなければならない。	事業者は、前条第1項に定める賃貸借料を、当該年度の4月末日までに（但し、本賃貸借契約締結日の属する事業年度については、本賃貸借契約締結日の属する月の翌月の末日までに）、市の発行する納入通知書により、市の指定金融機関又は収納代理金融機関へ納付しなければならない。
70	事業契約書（案）	57	別紙8 第12条第2項	本賃貸借期間の満了前に、市の責めに帰することのできない事由により本賃貸借契約が終了した場合には、事業者は、当該終了の日から本賃貸借期間満了日までの期間に係る賃貸借料の5分の1に相当する金額を違約金として支払うものとする。 （略）	本賃貸借期間の満了前に、事業者の責めに帰すべき事由により本賃貸借契約が終了した場合には、事業者は、当該終了の日から本賃貸借期間満了日までの期間に係る賃貸借料の5分の1に相当する金額を違約金として支払うものとする。 （略）
71	事業契約書（案）	57	別紙8 第13条第1項	（略）	（略） ただし、市と事業者が別途合意した場合はこの限りではない。

※この新旧対照表は、募集要項等に関する質問回答（第1回目・第2回目）に基づき作成したもののほか、誤記等による修正を含んでいます。